

京都ジョブパーク利用規程

(目的)

第1条 この規程は、京都ジョブパーク（以下「本所」という。）の利用者へ最善の快適環境を提供するため、施設・サービスの利用に関し、必要な事項を定める。

(規程の遵守)

第2条 本所の利用者は、この規程を遵守しなければならない。

(利用者)

第3条 利用者とは、本所を活用して求職等活動を行う者をいう。

2 企業（個人事業主を含む。）の利用については、「中小企業人財確保センター利用規程」等において定めるとおりとする。

(利用カードの交付)

第4条 利用者は、本所利用受付票の記入等所定の手続を経ることにより、利用カードの交付を受けるものとする。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用カードを携行し再来受付等で提示すること。
- (2) 携帯電話を所持している場合には、本所内では電源を切るかマナーモードに設定すること。
- (3) 予約変更・キャンセルを行う場合には、事前に本所に連絡を行うこと。
- (4) 情報コーナーに設置するパソコン（インターネット接続用を含む。）は、求職等活動のみを目的として利用すること。
- (5) 本所の施設、備品等は、破損・汚損することがないように大切に扱うこと。
- (6) 他の利用者等に対する迷惑行為は慎むこと。
- (7) 喫煙、飲食（蓋付きの飲み物の飲用を除く。）は行わないこと。
- (8) 貴重品は常に携帯すること。

(立ち入りの禁止)

第6条 京都ジョブパークセンター長（以下、「センター長」という。）は、次の各号に掲げる者に対して本所への立ち入りを禁止することができる。

- (1) 飲酒又は酒気帯び状態の者
- (2) 危険物（銃刀類・薬品類等）の持ち込み、又はその行為が疑われる者

- (3) 暴力的行為を行い、又はその行為を助長する者
- (4) ペットを同伴する（身体障害者補助犬を除く。）者
- (5) 求職等活動以外の行為を行う者
- (6) この規程及びその他の法令に違反する行為を行う者
- (7) その他上記（1）～（6）に準じる行為を行う者

（利用の停止、禁止）

第7条 センター長は、次の各号に掲げる行為を行う者に対して、本所の利用を停止又は禁止することができる。

- (1) 他の利用者等に対し、以下の迷惑行為を行う者
 - ① 人格侵害、暴力行為又は大声を発する等の威嚇的行為
 - ② つきまとい等の行為
 - ③ その他不利益又は損害を与える行為
- (2) 以下の本所運営を妨害する行為を行う者
 - ① 虚偽の情報を利用受付票に記載し業務を混乱させる行為
 - ② 利用者登録情報を不正に利用又は他人になりすまし利用する行為
 - ③ その他信用を失墜、毀損させる行為
- (3) 施設管理者が定める規律（喫煙、飲食の場所等）を遵守しない行為を行う者
- (4) この規程及びその他の法令に違反するおそれがある行為を行う者
- (5) その他上記（1）～（4）に準じる行為を行う者

（損害の弁償）

第8条 第6条又は第7条に定める行為を行い、施設、備品等を破壊し、破損し、汚損し又は紛失した者は、その損害を弁償しなければならない。

（雑則）

第9条 本所の利用に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成27年9月10日から施行する。